

津市農業委員会委員候補者等選考委員会要綱

平成 28 年 1 月 25 日

改正 平成 30 年 12 月 20 日

令和 6 年 5 月 27 日

(設置)

第 1 条 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 9 条第 1 項の規定による津市農業委員会の委員の候補者として推薦を受けた者及び同項の規定による同委員になろうとする者の募集に応募した者（以下「候補者等」という。）の選考を公正に行うため、津市農業委員会委員候補者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 選考委員会の所掌事項は、書類の審査、面接その他適当と認める方法により候補者等の選考を行うこととする。

(組織)

第 3 条 選考委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長には、農業委員会事務局農地・農業振興担当理事をもって充てる。

3 委員には、政策財務部長、総務部長、市民部交流連携担当理事、商工観光部長及び農林水産部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等)

第 5 条 選考委員会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月29日から施行する。

附 則（平成30年12月20日）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和6年5月27日）

この要綱は、決裁の日から施行する。